

モバイル市場の競争環境に関する研究会（第23回）

1 日時 令和元年12月25日（水） 13:00～13:40

2 場所 総務省第1特別会議室（合同庁舎2号館8階）

3 出席者

○構成員

新美座長、相田座長代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、
関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバ

塚田公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長、内藤消費者庁消費者政策課長

○総務省

竹村電気通信事業部長、大村料金サービス課長、梅村消費者行政第一課長、廣瀬番号企
画室長、荻原移動通信課長、中村料金サービス課企画官、大塚移動通信課企画官、茅野
料金サービス課課長補佐、仲田料金サービス課課長補佐

【新美座長】 それでは、皆様、こんにちは。

それでは、定刻を少し過ぎましたので、モバイル市場の競争環境に関する研究会、第23
回会合を開催いたします。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありが
とうございます。

それでは、早速、議事に入りたいと存じます。今日は23回目ということで、さまざまな
議論を積み重ねてきていただいて、いよいよ大詰めという段階に入ってきております。本日
は、前回会合におきまして最終報告書骨子案についてご議論いただきましたが、その内容を
踏まえまして、事務局に最終報告書案を作成していただいておりますので、こちらについて
意見交換を行いたいと存じます。

それでは、事務局からご説明をよろしく申し上げます。

【茅野料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。それでは、最終報告書案につき
まして、ご説明させていただきます。

おめくりいただきまして、前回の骨子案から変更になった部分、こちらを青色の網かけに

してございます。主な変更点は、前回の骨子案で、例えば「何々することが適当ではないか」というふうにありましたのを、「適当である」というふうな修正等を行っているということになります。こちらの変更点を中心に、今日のご説明をさせていただければと思います。

まず1ページでございます。「はじめに」ということで第1章。これは、全体を加えたというところでございます。

ざっと確認させていただくと、1パラグラフ目、携帯電話につきまして、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できるようにするための環境整備が重要になっているというふうなことを記載してございます。

2パラグラフ目、3パラグラフ目、4パラグラフ目と、モバイル市場の状況や課題について記載してございます。2パラグラフ目は、MVNOのシェアは12.5%に達しているものの、依然として協調的寡占の色彩が強いと。その次のパラグラフでは、端末の販売の状況。その次のパラグラフでは、利用者料金の状況について触れているというふうなことでございます。

5パラグラフ目、6パラグラフ目につきましては、これまでの政策の経緯の概要を簡単に記載してございます。5パラグラフ目では、利用者料金の事前規制が撤廃される一方で、利用者保護規律の強化、あるいは二種指定制度の創設、こういったものが進められてきたというふうな過去の経緯の振り返りでございます。

おめぐりいただきまして、2ページ目でございます。2ページ目の2パラグラフ目、「本研究会は」ということで、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できるようにするための環境整備に向けて、2018年10月から、本研究会で検討を行っていただいているということでございます。「具体的には」とあります検討に当たっての基本的視点、利用者の視点に立った3つの事項でございます。整理の上、その視点に立って検討を行ってきたということでございます。「検討に当たって」とありますが、ヒアリング等を行い、その議論を深めていく中で、まず1月17日に、緊急提言を取りまとめて公表していただきました。緊急提言の取りまとめの後ということで、こちらは4月19日になりますけれども、中間報告書を、取りまとめて公表していただいたということでございます。そして中間報告書の取りまとめの後ということで、今般、最終報告書を取りまとめていただくというふうなところでございます。こういった経緯を「はじめに」ということで記載しているということでございます。

それでは、第2章でございます。

【仲田料金サービス課課長補佐】 第2章の利用者料金に関する事項の修正点について、ご説明いたします。

10ページをご覧ください。構成員のご意見として、代理店について出店している地域によって各代理店が置かれている環境・客層が異なるので、各地域のニーズに合った対応の代理店のあり方を考えていくことが必要というご意見を追記させていただいております。

12ページをご覧ください。こちらにも構成員のご意見でございますが、総務省では通報窓口も有効に活用し、ルールの特明確化、必要な見直しの実施にしっかりと取り組んでほしい。

続きまして、13ページ。セットで販売されているサービスの利用者に対してのみ利益が還元されるのではなく、同じ携通信サービスを受けている利用者が、同様に利益を享受できるようにすることで、本当の競争を実現して欲しい。また、他のサービスとの事業提携などの状況を踏まえて、隣接市場がモバイル市場に与える影響について、総合的に判定していくことが望まれる。今回、参考資料を後ろにつけさせていただいているのですが、セット販売についても新しく参考資料をつけております。114ページと115ページにおきまして、MNO各社のセット販売での割引の状況についてまとめておりますので、そちらについてもあわせてご覧ください。

続きまして、14ページをご覧ください。前回のご議論を踏まえまして、取りまとめの方向性の部分でございますが、一番下のパラグラフ、販売代理店のあり方について一様に定めていくのではなく、各地域のニーズに対応した多様なサービス形態や、それぞれの販売代理店の工夫や強みを活かしたビジネスモデルを構築していくことも考えられる、といった文章を追記させていただいております。

続きまして、18ページをご覧ください。MNPについてでございます。構成員のご意見として、店頭や電話でMNP手続を行う利用者に関して、引き続き、電話のつながりやすさや強引な引きとめの実態について確認し、問題があるようであれば、事業者に対応を求めていくことが必要というご意見を追記しております。

こちらのご意見を踏まえまして、20ページをご覧ください。一番下のパラグラフのところでございますが、MNP手続に関しまして、電話のつながりやすさなどについても記載を追記しております。

また21ページの真ん中のパラグラフのところ、「主要事業者が提供している端末補償サービスについて」と始まるパラグラフがございますが、これまでの会議で、構成員の方々からご質問をいただいたものも踏まえまして、参考資料の126ページに新しい資料を追

加しております。こちらでは、各事業者様のメーカ修理対応期間が終了した後の端末の取扱い、また、端末補償サービスに加入されている方が、回線契約を解除されたときの個人情報の扱いについて各社の対応状況をまとめておりますので、あわせてご確認いただければと思います。

続きまして、33ページをご覧ください。33ページに、構成員のご意見として追記しております。利用者は、サービスの品質、ショップやコールセンターのサポート等も含めた総合的なサービスの対価として通信料金を支払っており、今後、5G時代に向けてネットワークサービスが多様化していく中で、単純な価格の比較ではなく、事業者が提供するサービスの価値に見合った料金が設定されているかという観点も重要というご意見をいただきましたので、追記をさせていただいております。

また、こちらに関連いたしまして、参考資料といたしまして、111ページから始まるところでございますが、MNO、それから主要MVNOの現行の料金プランの価格比較表を、参考資料としてつけさせていただいておりますのと、MNO3社の通信料金の割引などの例についても記載させていただいておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

第2章については、以上でございます。

【茅野料金サービス課課長補佐】 続きまして、第3章でございます。35ページからでございます。まず、5G導入当初の課題ということですが、これまでの経緯等は変更ございません。

39ページでございます。二種指定事業者の意見を追記してございます。前回、骨子案とは別に資料で、紙でお配りした各事業者からの意見を、ここに載せたということでございます。こちらにつきましては、5Gと4Gの接続料を一体して算定することはいいのではないかと、そういった意見でございます。

40ページでございます。真ん中あたりにも、意見を追加してございます。これはMNOによる、他のMNOのネットワークの利用についての各社の意見でございます。

41ページ。こちらは、MVNO委員会の意見ということで、追記させていただいております。

42ページをご覧ください。42ページにつきましては、前回の会合で、構成員の先生方からご意見をいただいたものを追記してございます。1点目は、4Gと5Gの接続料を一体して算定ということですが、データ伝送交換機能は3つに分かれていると。どれが対象なのか、明確にする必要があるというようなご意見でした。こちらに

については、後で触れさせていただきます。もう一つは、4G単体の接続料で検証ということですが、厳密なデータ収集は難しいのではないかとこのようにご意見もございました。こちら、後で触れさせていただきます。もう一点は、必要な情報をMNOからMVNOに事前に提供するように、速やかに要請を行うことが必要というふうなご意見もございました。追記させていただきます。

43ページにつきましては、MNOによるMNOネットワークの利用に関しまして、設備投資上の影響がないこと等を自身で説明できるようにすることが重要と、そういったご意見でございます。

44ページでございます。こちらは、MVNOへの機能開放時期について、前回の骨子案では、総務省から要請することが適当ではないかとこのようにさせていただいたところでございます。前回合は12月17日だったわけですが、その翌日、12月18日になります。本研究会における議論状況を踏まえてということで、総務省からア、イ、ウの事項につきまして、要請を実施させていただいたところでございます。その旨を記載するとともに、研究会としては、引き続き総務省において二種指定事業者の対応を注視していくことが適当であるというふうな内容にさせていただいているというところでございます。

45ページでございます。接続料の設定方法。こちらは、まずは4Gと5Gと一体でいいんじゃないかとこのようにございますが、その対象としては、回線容量単位の接続料だけではなくて、回線数単位の接続料、SIMカードの提供料を、全てそういった扱いでいいということでございます。こちらは、事業者さんに確認の上、記載しているということでございます。

46ページを、ご覧いただければと思います。46ページにつきましては、一番最後のパラグラフでございます。4Gの接続料が与える影響について検証ということですが、最後のパラグラフ、4Gにかかる接続料を単独で設定する場合と比べて、どの程度、差が生じるのか等につきまして、それがわかるデータを推計と書いてございます。厳密なデータは難しいかなということで、推計としてございます。実際としては、各社から提案をいただいて、それで、この部分が足りないよというようなやりとりをさせていただくのかなと考えております。

47ページ、③のMNOによる他のMNOネットワークの利用につきましては、語尾を修正させていただいたということでございます。

48ページは、注視していくことが適当であるという結論でございます。

続きまして、50ページをご覧いただければと思います。本格的な5G時代の課題でございます。こちら51ページに事業者さんの意見を追記させていただいております。現段階では、まだ標準化に向けた十分な議論ができていない認識であるといった意見だとか、その下の部分は、慎重な議論が必要であるとか、そういった意見を追記させていただいているということでございます。こちらにつきましては、53ページから対応の方向性ということですけれども、基本的には、語尾を「適当である」と、あるいは「必要がある」というふうな書き振りに変えさせていただいたということでございます。

最終的な結論としては、61ページに、2020年春以降に検討を深めていくことが適当ということでございます。

62ページから、eSIMでございます。eSIMにつきましても、65ページに事業者様からの意見を追記しているということでございます。その前に、HLR/HSS連携機能のところは青く塗ってございますけれども、これはもともとHLR/HSSの開放というふうな書き振りでした。開放と書くと、二種指定事業者が持っているHLR/HSSを利用するというふうに見えてしまうということで、いわゆるHLR/HSS連携機能というのは、MVNOがそれを準備して、それを連携させる機能であるということを確認したということでございます。事業者様の意見を追記した部分は、eSIMの利用のための機能開放ということにつきまして、セキュリティ上の懸念があるといった意見でございます。それを、追記しているということでございます。

67ページ。構成員の先生からHSS/HLR連携機能につきまして、MVNOにおいて使われることで、競争が促進されるといった意見がございましたので、追記してございます。

68ページ。対応の方向性については、語尾を変えただけでございます。まずは、開放を促進すべき機能に位置づけることが適当ということでございます。

69ページでございます。4番、中間報告書の指摘への対応でございます。こちらをおめくりいただきまして、70ページでございます。将来原価方式の話でございます。こちらは、二種接続料金等の改正案と位置づけまして、昨日、12月24日の審議会で、諮問のとおり改正することが適当と認められたとの答申をいただいたということで記載してございます。

71ページですけれども、②の全国BWA事業者への二種指定と。こちらにつきましても、9月27日に関係規定の公布はされておりましたが、施行日が昨日でございました。昨日、UQ様、WCP様が、二種指定されたというふうなことでございます。

72ページでございます。意見としまして、音声卸は重要な課題ですので、今後も継続的

に対応していくことが必要という意見がございましたので、記載してございます。音声卸につきましては、73ページの下にございます、包括的検証において指摘が行われたとおり、検討が行われることが適当というような結論でございます。

3章は、以上でございます。

4章でございます。4章も語尾を変えさせていただいたと。状況を注視していくというふうなことでございます。

5章でございます。80ページでございます。「おわりに」を追加させていただいております。2パラグラフ目、必要な取り組みを早急に実施することを期待すると。その際、検討の基本的視点を十分に踏まえて、検討を行うことを期待すると。

下のモバイル市場につきましては、市場環境が急速に変化し続けることが想定されますので、それを適時に把握しつつ、継続的な検討が行われることを期待するというふうなことでございます。

あとは、参考資料をつけさせていただいております。85ページをご覧くださいと、これまでの開催状況などを記載してございます。10月10日から、前回会合が12月17日で、それまで22回の会合を開催させていただいたということでございます。

89ページからは、各種資料をつけてございます。1点、91ページをご覧くださいなんですけれども、91ページの下右肩5に、現在の主な取組の進捗状況を記載してございます。こちらは、確認の意味で少し説明させていただきます。

【仲田料金サービス課課長補佐】 右肩5になっております。本研究会の指摘に関する主な取組の進捗状況を、ご覧ください。上からご説明をさせていただきます。

1月の緊急提言を踏まえまして、5月に電気通信事業法を改正し、この10月から改正法が施行されております。今年の年内、年末には既存の販売代理店の届出の期限というものがございまして、改正法施行後の評価・検証につきまして、来年以降も定期的に市場の動向をモニタリングしていく予定としております。

続きまして、通報窓口の開設と書かせていただいているところでございますが、改正法の施行に合わせて、10月1日に改正法の違反事例などを受け付ける通報窓口を全国の総合通信局等において設けております。

続きまして、SIMロック解除ガイドラインの改正を行っておりますので、ご説明いたします。9月に本研究会でご議論いただきました内容を踏まえまして、10月2日からパブリックコメントを開始いたしまして、11月22日に改正ガイドラインが施行されております。

す。なお、こちらのガイドラインの全面適用は来年4月になっておりまして、来年4月からは、回線契約者に対するSIMロック解除の適用が開始されることになっております。

続きまして、残債免除プログラムの見直しでございますが、一部の事業者において発表された残債免除プログラムについて、10月1日に総務省から要請を行っております。要請の内容といたしましては、利用者の誤解を招く可能性がある広告の是正、また、SIMロックに関する必要な改善策の検討を求めるものでございました。各社とも既にご対応されておりますので、その情報についても、こちらに記載させていただいております。

飛びまして、一番下のところに中古市場活性化ということで書かせていただいております。中古市場に関しましては、民間事業者団体のほうで自主ガイドラインを作成されております。先月の11月28日にガイドラインの改定をされております。今後の動きといたしましては、来年2月に認証制度を開始する予定というふうに伺っておりますので、引き続き総務省としては、この活動を支援していく予定としております。

【茅野料金サービス課課長補佐】 将来原価方式の導入と、それから二種指定制度の適用につきましては、1月ごろには、将来原価方式の導入につきましても、省令等の公布がなされる運びでございます。そうしますと、年度末に新しい接続料が届出されて、2020年4月から新しい接続料が適用されていくと。これに加えて、4G、5Gというのも入ってきますので、接続料の検証が大事になってくるというふうなところでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

【新美座長】 ご説明ありがとうございます。それでは、ただいま説明いただきました最終報告案について、意見交換を行いたいと思いますので、ご発言がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。じゃあ、西村構成員、お願いします。

【西村（真）構成員】 いろいろとまとめていただいて、どうもありがとうございます。どこがという話ではないのですが、資料につけていただいた126ページにMNO3社の端末補償サービス、これをまとめておられます。端末補償サービスについては、補償制度そのものの悪用事例もちょっと目立ってきてつつあるのですが、クレームで多いのは、やはり長期利用者からのクレームが目立ちますので、表の中では、4年の有期のサービスとなさっているようなものも一部ありますが、やはり長期利用者については、クレームのもとになっているという事実をちょっとお伝えしておきたいということと、MVNOの中には、ちょっとユニークなというか、通信サービスを利用している顧客へのサービスとして、端末補償サービスというのを考えておられるようで、登録端末は自社で買ったものでなくても可能で、登

録端末を入れかえることもできるような補償サービスを運営していらっしゃる会社もあるので、MNO 3社で膠着しているように思えるので、その辺もちょっと柔軟にサービスを見直していただけたら大変ありがたいなと思っています。以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。補償サービスのあり方について、ご要望というふうに伺っておきます。

ほかに、ご意見・ご質問がございましたら、いかがでしょうか。じゃあ、関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 42ページと、それから46ページのところで、ノンスタンドアローン（NSA）の5Gの設備投資が始まるわけですけれども、その分析のための情報を提供してもらうことと、それから、実データはMNO 3社さんは、需要等については計測しないと思われまので、そこを「推定」に直していただいたということで、私はよろしいと思います。

それから、42ページのところに私の発言が出ていますけれども、投資が大き過ぎて、4G、5Gの合わせわざのハイブリッドの料金があまりに高止まりすると、MVNOで4Gオンリーのユーザーに過度な負担がかかるという懸念が骨子案の場合には少し強調されていて、場合によっては4G単体を出すということもあったわけですが、そこについては記述がなくなりました。ただ、少なくとも5Gの投資状況は検証する必要があると思っていますので、そこはウォッチをするという意味で必要だと思いますし、それから実データが出てこない以上、投資の額は比較的是っきりとわかると思うんですけれども、需要については、あくまでも推定であるということで、需要をどうとるかについても、キャパシティーとか実需要でとるかの判断はあるわけですけれども、今のところ4Gベースのときには、キャパシティーでやっていたので、そんなことも踏襲するのかなと思っていますので、この46ページの記述でよろしいかと思っています。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。前回のご議論をさらに確認して、この記述でよろしいということですが、この問題は、引き続きウォッチしていく必要があるというところのご指摘だと思います。

あと、ほかにご意見がございましたら、どうぞよろしくお願いします。じゃあ、もう一度、よろしくお願いします。

【関口構成員】 ここは、73ページの音声卸については、年明け以降の検証ということ

ですし、卸の検証とも関係してくると思うんですけども。今日の資料には、音声卸の水
準というのはあんまり出てきていません。音声卸は年明け以降に検証が進められるという
ことになると思うんですけども、実はMNOの中で、データをお出しいただいている社は
1社しかないんですね。ここはお願いベースになると思うんですけども、少なくとも3
社さんにデータをお出しいただけないと分析は全く進まないという状況になりますので、
よろしくお願ひしたいと思っています。

固定の世界では、振替網使用料の算定については同等性を担保しており、社内単価と他事
業者に対する接続等の単価は同一で、しかも内部振替伝票を1枚入れているわけですよ。
そのようにして、自社と他社の利用について全く差がないということをオープンにすると
いう作業があったわけです。音声卸については、MNO社内で使われている原価と、MVN
Oに卸している際に使われている原価とでは、利潤分だけの差が出てくるのは明らかです
けれども、他の原価費目の額については同等であるべきだと思っていますので、年明けの分
析に期待したいと思っていますが、ぜひ、データをご提供いただきたいということで、MN
Oの方たちには、よろしくお願ひをしたいと思います。

【新美座長】 ありがとうございます。大変大きな宿題が提示されたということですね。
確かに、おっしゃるように大事なことですので、ぜひこの辺の議論は、年明けにはきちんと
しておきたいと思っています。

ほかに、ご意見・ご質問がございましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。
これまで随分、議論してきたところでございますので、改めて繰り返す必要のないとい
うことかもしれませんが、早く終わるといふつもりはありませんが、なければ延ばすつもりも
ありませんので。十分、ご議論いただいたということであれば、これにて議論の時間を閉じ
たいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。じゃあ、北構成員。

【北構成員】 せっかくですので一言だけ。前回の私の発言も織り込んでいただいており、
この報告書案の内容についてコメントはございません。

実際に今、市場を見ておりますと、10月1日から明らかに違うフェーズといいますか、
違うモードに入ってきました。端末が安いということでお客様を誘引するという競争がほ
ぼなくなって、明らかに無駄なMNPが減ってきていますし、端末を持ち運ぶ人、ほかのキ
ャリアに今使っている端末を、SIMロックを解除して持ち出して、SIM契約だけ、キャ
リアだけを変えると人が増えています。端末が安いからほかのキャリアに移る、ほかの
キャリアに移ったら儲かる、なんてこともあったわけですから、そういう無駄な移動がなく

なって、料金プランそのものの魅力、プラス、ポイントなどの付加サービス、アフターサービス、そういったものの価値でキャリアが選ばれるようになってきています。まさに、本検討会の狙いどおりの動きが起きつつあるということとして、今後、しっかりとデータを以て検証していきたいと思います。

ただ一方で、相変わらず全然動かないお客様もたくさんいるんですよ。この研究会が始まった当初にプレゼンさせていただいたか、あるいは消費者保護ルールの検証に関するWGだったかもしれないですが、料金のプランのミスマッチが料金への不満に結びついているという分析結果を報告させていただきました。せつかく各キャリアさんが、新しい料金プランを出されたのですから、新料金プランに移行することによって、当然、家計支出に占める携帯電話料金の比率、あるいは料金の絶対額の低減とともに、料金に対する不満も低めることになると思います。ぜひキャリアさんも、マスコミの皆さんも、この年末年始の国民的行事として、料金の見直しをしっかりとしましようという運動を起こしていただきたい。みんなが一斉にショップに行くと、混んで入れないかもしれませんが、料金プラン変更はネットでもできます。まずはしっかりとキャリアさんが出した新料金プランに、皆さんが移ることを期待します。内外格差調査の最新の情報を見ても、日本の携帯電話料金は下がってきておりますが、不満がある限り、高い、高いと言われてしまいます。高い、高いという国民の声があると、値下げしろ、といった声がどこかから聞こえてきたりしますので、料金への不満を解消する、ミスマッチを解消するということが大事だと思います。

ただ、ほぼほぼ狙いどおりに、市場は動きつつあるなということでございます。

以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。最近の状況を踏まえたご発言であります。そういう実態が出てきているのならば、非常に好ましいという感じがしますけれども。また、北構成員、ぜひそのあたりをずっとフォローしていただくとありがたいと思います。

ほかにご意見・ご質問は、ございますでしょうか。大橋構成員、お願いします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。今回、回数の多い研究会だったと思いますけれども、こうした形で取りまとめていただいて、事務局への感謝も多々するものでございます。この報告書について所感ということで述べさせていただきます。

今後、この最終報告書に書かれている内容も含めて施策が順次執行されていって、それが一体どうだったのかという振り返りも、ある時点で行わなきゃいけないのかなと思っています。やはり、通信行政にもエビデンスを重視して政策を立案・執行していくのだというふ

うなところを根づかせていくためにも、消費者のアンケートも重要だと思いますが、それに加えて、やはりこうした施策によって競争が促されているんだ。あるいは、公正な基盤の上に立った競争が行われているんだということを、ハードなエビデンスをもって確認するようなことも、やはり必要なのだろうと思います。

価格だけではなくて、多分、価格が上がっても品質がよくなっていれば、それは調整済みの価格で見れば下がっているということもあるわけですから、そうしたところもきちんと酌んで、価格が高いだの低いだの、あるいは適正な価格づけがなされているという評価も、何らかの形でしていく必要があるのだろうと思います。そうした考え方のフレームワークも示していく必要もあると思いますし、そうした中で必要なデータがあれば、そうしたものというのはとっていくというか、きちんと評価のために収集をするなり、事業者さんの協力なのかもしれませんけれども、いただく必要というのは、やはりあるのかなと思います。そうした議論を、今後はしていかなきゃいけないともに、そうしたものを踏まえて、エビデンスに基づくレギュレーションみたいな方向へも進んでいくのかなと思いますので、やはり今後、一体、市場の実態がどうなったのかということ、きちんとエビデンスを集めてやっていくということが重要だということで、一つ所感ということです。

【新美座長】 ありがとうございます。施策の立て方についての非常に大事な視点だと思います。我々も常にそれを意識しながら、議論を進めていくようにしたいと思います。

あと、ほかにご意見・ご質問がございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

私も若干所感を申し上げますと、今の大橋構成員の意見と似たようなところがあるのですが、この報告書の中身というのは、ある意味で、従来は通信サービスとは別の次元での競争がなされてきたというものを、ある意味で、そぎ落していきまして、通信サービスとしての競争条件をきちんと整えるということが目的だったと思います。ここから初めて、通信サービスの競争が始まると思います。どんなコンテンツと結びつけてサービスをしていくのか。いろいろ多様なものが出てくるというふうに期待しておりますので、それに向けた第一歩ということになればと思っております。これは今回の私の、これも所感でございます。

皆様方の貴重なご意見をずっと積み重ねていただきましたが、本日は、これで意見交換を終了というふうにさせていただきたいと思います。最終報告書の案につきましては、今後、パブリックコメントを行い、そこで提出された意見を踏まえて、最終的にとりまとめることとしたいと思っております。また本日、構成員の皆様からいただいたご意見を踏まえた上で、パブリックコメントにかける最終報告書案の内容をまとめますが、そのことにつきまして

は、座長である私にご一任いただければと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新美座長】 ありがとうございます。

それでは一応、ここで報告書についてのご議論は終了するというので、事務局から連絡事項等ございましたらお願いします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 最終報告書案につきましては、準備が整い次第、パブリックコメントを行わせていただきます。

次回、会合につきましては、調整の上、事務局から連絡させていただきます。

以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。それでは、これにて本日の議事は全て終了いたしました。

以上で、第23回会合を終了させていただきます。本日は、お忙しいところどうもありがとうございました。

以上